ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書

※整理番号	

税務署受付印

令和　　年　　月　　日

税務署長殿

納税地	〒 電話(　　)　　－
(フリガナ) 法人名等	
法人番号	
(フリガナ) 代表者氏名	
代表者住所	〒
事業種目	業

□ 繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の３の２第１項（□ 第１号　□ 第２号）に規定する方法により有効性判定を行うことをやめますので、下記のとおり届け出ます。

□ 時価ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の９の２第１項に規定する変動差額比較法により有効性判定を行うことをやめますので、下記のとおり届け出ます。

記

法人税法施行令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類等

上記の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日		令和　　年　　月　　日
上記の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類	繰延ヘッジ	
	時価ヘッジ	
繰延ヘッジ処理におけるヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲	資産又は負債	
	金銭	
時価ヘッジ処理におけるヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲		

その他の参考事項

税理士署名	

※税務署処理欄	部門		決算期		業種番号		番号		整理簿		備考	

（規格Ａ４）

06.06 改正

ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書の記載要領等

1　この届出書は、次に掲げる場合に、その法人が必要事項を記載して提出してください。

(1)　法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 121 条の３の２第１項の規定の適用を受けている法人が、オプション取引の有効性判定について同項各号に定める方法によることをやめようとする場合

(2)　法令第 121 条の９の２第１項の規定の適用を受けている法人が、オプション取引の有効性判定について同項に定める方法によることをやめようとする場合

2　この届出書は、納税地の所轄税務署長に１通（調査課所管法人にあっては２通）提出してください。

3　各欄は、次により記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(1)　標題は、適用をやめようとする有効性判定の方法について、該当する□にレ印でチェックしてください。

(2)　「法人税法施行令第 121 条の３の２第１項又は第 121 条の９の２第１項の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類等」の各欄は、それぞれ次により記載してください。

イ　「上記の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日」欄には、法令第 121 条の３の２第１項又は第 121 条の９の２第１項の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日を記載してください。

ロ　「上記の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類」の各欄には、法令第121条の３の２第１項又は第121条の９の２第１項の規定の適用を受けたオプション取引のうち、その適用をやめようとするオプション取引の種類について、繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理のいずれによるかの区分に応じ、それぞれ記載してください。

ハ　「繰延ヘッジ処理におけるヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲」の各欄には、法令第121条の３の２第１項の規定の適用を受けたオプション取引のヘッジ対象である資産若しくは負債又は金銭のうち、その適用をやめようとするオプション取引のヘッジ対象である資産若しくは負債又は金銭を記載してください。

ニ　「時価ヘッジ処理におけるヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲」欄には、法令第121条の９の２第１項の規定の適用を受けたオプション取引のヘッジ対象である売買目的外有価証券のうち、その適用をやめようとするオプション取引のヘッジ対象である売買目的外有価証券を記載してください。

(3)　「その他の参考事項」欄には、この届出書により法令第121条の３の２第１項各号又は第121条の９の２第１項に定める方法による有効性判定をやめようとするオプション取引に係る「ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書」（以下「適用開始届出書」といいます。）を提出した年月日と適用開始届出書に記載した「適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日」を記載してください。

(4)　「税理士署名」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

(5)　「※」欄は、記載しないでください。

4　留意事項

(1)　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(2)　一括して適用開始届出書を提出した場合の有効性判定の方法の一部取りやめ

提出法人が、複数又は全てのオプション取引について、一括して適用開始届出書を提出した場合であっても、そのオプション取引の一部について、この届出書により法令第 121 条の３の２第１項又は第 121 条の９の２第１項の規定の適用をやめることができます。

この場合の届出書の提出に当たっては、既に提出している適用開始届出書に記載した複数又は全てのオプション取引のうち、この届出書により適用をやめる取引と、引き続き適用を受ける取引が明確に分かるような内訳資料を添付してください。